

# 労務 ROAD

## ■年末調整の準備を始めましょう！

今年もそろそろ年末調整の準備を始める時期になりました。今年も昨年と同様に、国税庁のホームページでは以下の3枚の様式が公開されています。

- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ・保険料控除申告書
- ・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書（独身の方も提出が必要になります）

上記の3枚に加え、下記に該当する方は、添付書類が必要となります。

- 2020年中に転職し、今の会社に入社した  
⇒ 本年分の前職の源泉徴収票
- 生命保険料・地震保険料・損害保険料を支払っている  
⇒ 保険会社から送付される証明書
- 2020年中に国民年金や国民年金基金・国民健康保険を個人で直接支払った  
⇒ 証明書または領収書 ※国民健康保険は不要
- 小規模企業共済を支払っている  
⇒ 小規模企業共済掛金払込証明書
- 住宅借入金等特別控除がある  
⇒ 金融機関から送付される年末借入残高証明書  
税務署から送付される住宅借入金等特別控除申告書

★弊所で年末調整をさせていただいている企業様につきましては、10月30日必着で書類を弊所までお送りいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

【国税庁 より】

## ■大阪府雇用促進支援金について

コロナウイルス感染拡大により大阪府内の雇用情勢が悪化しており、事業主による雇用の促進を図るため、一定の条件を満たして雇用している場合に「大阪府雇用促進支援金」が支給されます。主な支給要件は以下の通りです。（詳細は大阪府 HP をご確認ください）

主 な 支 給 要 件	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府緊急雇用対策特設ホームページ (<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html</a>) に掲載している民間人材サービス事業者の求人特集を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所を有する求職者を雇い入れること</li><li>・上記の求人に応募した者を令和2年10月1日から令和3年11月30日の間に雇い入れ、3ヶ月間継続して雇用（雇用保険に加入させている必要あり）していること</li></ul>
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"><li>・正規雇用労働者の雇入れ：25万円（1人当たり） （正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがない労働者です。）</li><li>・非正規雇用労働者の雇入れ：12.5万円（1人当たり） （非正規雇用労働者とは、労働契約の期間の定めがある労働者です。）</li></ul> <p>※なお、同一の事業主が申請できる人数に制限はありません。</p>

【大阪府コロナ緊急雇用対策プロジェクトチーム より】

VOL.718  
(2010—3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・木下・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

区切りのいい10月からジムに通おうと思ったり、新しいことを始めようと思いましたが、いまだに何もできていません（笑）次の区切りのいいタイミングは年始になりそうなので、それまでにはスタートを切りたいと思います！この10月から何かを始めようと思われていた方は、少し遅れましたが一緒に始めましょう。

（木下）

10月 労務スケジュール

- ・9月分の社会保険料納付
- ・延納をした場合の労働保険料（第2期）の納付
- ・7～9月分の労働者死傷病報告の提出  
(10/1～10/31)